○東京藝術大学情報セキュリティ対策基本方針

令和5年3月23日制 定

(目的)

- 第1条 本学は、その理念と使命を実現するため、本学で扱う情報及び情報システムを対象に情報セキュリティ対策を実施する。 (方針)
- 第2条 前条の目的を達するため、東京藝術大学情報セキュリティ対策基本規程(以下「対策基本規程」という。)及びその他の関連規則等の定めるところにより、以下の対策を行う。
 - (1)情報セキュリティ対策の実施体制の整備
 - (2)情報及び情報システムの保護
 - (3)情報システムや情報サービスの管理・運用
 - (4) インシデントへの対処
 - (5) 利用者への啓発・教育
 - (6)前各号を含む情報セキュリティマネジメントの実施 (義務)
- 第3条 本学の情報及び本学で扱う情報システムを利用する者、管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の関連規則等を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針に基づき定められる規則等に違反した場合の利用の制限及 び罰則は、東京藝術大学学生懲戒規則及び東京藝術大学職員懲戒規則に 基づいて行うほか、それぞれの規則等に定めるところによる。

附則

この方針は、令和5年4月1日より施行する。